

2021年9月13日

会館をご利用の皆様

京都府聴覚言語障害センターにおける
新型コロナウイルス感染症対応に係る対応について

現在、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が8月20日から発出されております関係で、京都府聴覚センターに於きましても、宣言期間中は、感染拡大防止に向けて会館利用の停止を行っておりますが、国により、9月30日まで、宣言期間の延長が示されましたので、現行の対応を、9月30日まで継続いたします。

利用停止期間は、宣言発出の8月20日から9月30日までとします。

なお、期間終了後の対応につきましては、10月1日以降に改めて通知をいたします。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 部屋利用について

9月30日までの間、関係団体等の部屋利用を停止いたします。

すでにご予約をいただきました分につきましては、取り消しとさせていただきます。

【お問い合わせ先】

京都府聴覚言語障害センター 総務部

TEL 0774-30-9000

FAX 0774-55-7708